

dbSheet e-Learning 受講規約

本 dbSheet e-Learning 受講規約（旧名称を本 dbSheetClient 動画視聴セミナー受講規約といい、以下、「本受講規約」と言います）は、株式会社ニューコム（以下、「甲」と言います）が提供する dbSheet e-Learning（以下、「本 e-Learning」と言います）の受講申請及び受講に関して、甲と dbSheet の使用に係るライセンス使用許諾契約を結んでいるお客様（以下、「乙」と言います）及びその関係者（以下「乙関係者」と言い以下に詳細に定義します。）に遵守いただく取り決めを定めたものです。

本受講規約の各条項の全てに乙及び乙関係者にご同意いただけない場合、乙関係者は、本 e-Learning への受講申請及び受講ができません。

乙及び乙関係者が本受講規約の第 3 条第 1 項前段の措置を取ることで、乙及び乙関係者は、本受講規約に同意したものとみなされ、これにより甲、乙及び乙関係者との間に、本 e-Learning を視聴するサービス（以下「本サービス」と言います。）を甲が提供し乙関係者が受講する契約（以下「本契約」と言います。）が成立します。

なお、本受講規約において dbSheet との記載は乙が実際に受講する講義の内容に併せ dbSheetClient と入れ替えるものとします。

第 1 条 （定義）

本受講規約において用いられる各用語の意味は、次のとおりとします。

- 1) 「乙関係者」とは、第 4 条に規定の、乙との関係を持つ者を言います。
- 2) 「本受講希望者」とは、乙関係者のうち、本 e-Learning の受講を希望する旨を乙に表明した者を言います。
- 3) 「本許可推薦」とは、本受講希望者に対して受講に必要な許可と甲へ推薦を乙が与えることを言います。
- 4) 「ライセンス保有者情報」とは、乙関係者が本 e-Learning の申込の際に必要な情報で、dbSheet のライセンス保有者である乙に対して、甲から個別に与えられた情報を言います。
- 5) 「本被許可推薦者」とは、本受講希望者のうち乙より本許可推薦とライセンス保有者情報の開示を受けた者を言います。
- 6) 「本受講者」とは、甲所定の手続きにより本 e-Learning の申込をした本被許可推薦者のうち、甲より受講を許諾された者を言います。
- 7) 「dbSheet ライセンス使用許諾取決め」とは、甲と乙の間に有効に成立しているエンドユーザーライセンス使用許諾及び年間サポート規約における dbSheet のライセンス使用に関する取り決めの総称を言います。
- 8) 「本受講規約類」とは、本受講規約と dbSheet ライセンス使用許諾取決めを合わせて言います。

第 2 条 （目的）

本 e-Learning は、動画視聴により、dbSheet による開発手法を学習するためのものであり、それ以外の目的での受講の申し込み、受講及び第 7 条に規定の著作物の利用は許諾いたしません。

第3条 (申込手順)

1. 乙関係者が、本 e-Learning に申込みするためには、前条に従って本受講希望者となり、乙より、本許可推薦を得て、かつ、ライセンス保有者情報の開示を得ることにより、本被許可推薦者となる必要があります。甲への本 e-Learning への申し込みは、本被許可推薦者が行うことができます。
2. 甲は、前項の手順を経て本 e-Learning に申込みのあった本被許可推薦者に対して、特段の事情がない限りは許諾を与えるものとします。
3. 前項において、甲が本被許可推薦者に許諾を与えない場合は、乙にその理由を通知するものとします。
4. 本 e-Learning に申し込みをし、甲より許諾を与えられて本受講者となった者に対して、甲は、当該本受講者固有の ID (以下「本受講 ID」と言います。)を付与し、本受講者は、これにより本 e-Learning が受講可能となります。

第4条 (乙関係者)

乙関係者とは、乙と次の各号にいずれかの関係がある者を言います。

- 1) 乙の従業員
- 2) 乙が指定した特定の個人であって、かつ、本受講規約類を遵守することを乙に対して書面により誓約した者
- 3) 乙が個人である場合のお客様本人

第5条 (乙の資格)

乙が本許可推薦を与える資格を有するためには、甲と次のいずれかの関係にあるか、又は甲から特別に認められる必要があるものとします。

- 1) 本 e-Learning の申込をした時点で甲と次の契約関係にある者
 - (1) 製品保守サポート及び製品アップグレード契約
 - (2) 製品保守サポート契約
 - (3) 製品アップグレード契約
 - (4) 開発サポート契約又はテクニカルサポート契約
 - (5) 年間サポート契約

第6条 (乙及び乙関係者の責任)

1. 乙は、自らが本許可推薦を与えた者が本受講規約類を遵守することについて、責任を持つものとします。
2. 乙は、本受講希望者に本許可推薦を与える際は、本受講希望者に本受講規約類を開示して、本受講希望者の遵守すべきことについて理解させるものとします。
3. 本被許可推薦者及び本受講者は、本ライセンス保有者情報を厳重に管理しなければなりません。また、当該情報を本 e-Learning への申込以外に使用することはできません。
4. 本受講者は、本受講 ID を厳重に管理しなければなりません。また、本受講者は、本 e-Learning を受講する時は、自身に与えられた本受講 ID を使わなければなりません。本受講者は、本受講 ID を

その他の目的のために使用することはできません。

5. 本受講者が受講資格を失ったのちも、本条第3項及び第4項の関連する部分を遵守しなければなりません。また、本被許可推薦者が本 e-Learning を申請する資格を失ったのちも、同様とします。

第7条 (著作物の利用)

1. 本受講者は、本 e-Learning で視聴可能と指定されている動画を視聴することができます。ただし、それらの動画のダウンロード及びダウンロードした動画の譲渡、貸与、翻案及び複製などの一切の著作権の利用はできません。
2. 本受講者は、本 e-Learning のホームページから開発版 (Project Editor) をダウンロードすることができますが、期間限定の譲渡不可の非独占的使用権のみを許諾されます。本受講者は、本受講規約類の知的財産権に関する条項を厳重に守らなければなりません。
3. 本受講者は、本 e-Learning のホームページにて、前項の開発版以外でダウンロード可能と指定されているファイル類を閲覧又はダウンロードすることができます。これらは、本 e-Learning で使用される Excel Book のファイル、データベース、プロジェクトファイル及びそれらの解説などの文章(ただし解説が付属していない場合もあります)並びに本 e-Learning のテキストを含みます。
4. 本受講者は、前項で閲覧を許諾されるファイル類をダウンロードした場合、当該著作物について自己使用の目的に限り、複製、翻案することができます。ただし、それ以外の著作権の利用はできません。
5. 本 e-Learning 及び本サービスに関する著作権 (著作権法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む) 並びにその他の知的財産権は、すべて甲又は甲にライセンスを許諾している者に帰属しており、本受講規約に基づく本サービスの利用許諾は、本条にて許諾している場合を除き、甲又は甲にライセンスを許諾している者の知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

第8条 (学習データ)

甲は、本受講者が本 e-Learning 利用の際に入力した学習の進捗や感想などのデータを、個人を特定できない形で、統計的な情報として利用することができるものとします。

第9条 (受講資格停止・登録抹消・解約)

1. 甲は、本受講者に関して以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知することなく当該本受講者の利用資格を停止し、本 e-Learning を利用できないようにします。また、この場合、甲は、本受講者としての登録を抹消、又は本契約を解除することができます。
 - 1) 乙から本許可推薦の取り下げの通知があった場合
 - 2) 乙と本受講規約第4条の関係がなくなった場合
 - 3) 乙が本受講規約第5条の要件を満たさなくなった場合
 - 4) 本受講規約類のいずれかの条項に違反した場合
 - 5) 甲からの、問い合わせ及びその他の回答を求める連絡に対して、30日間以上応答がない場合
 - 6) その他、甲が本サービスの利用又は本受講者としての継続を適当でないと判断した場合
2. 本受講者は、甲が指定する手続きの完了により本契約を解約できます。
3. 前二項の規定により本 e-Learning を利用できなくなった者が、本サービス利用中に残した受講者情

報の取り扱い、第8条の規定に従うものとします。

4. 本受講者が受講資格を停止された場合、本受講者がダウンロードした著作物の利用及び使用の権利はなくなります。本受講者は、ダウンロードした一切の著作物及び本受講規約により許諾され作成された、全ての二次的著作物を廃棄しなければなりません。
5. 甲は、本条に基づき甲が行った措置により、乙又は本受講者に生じた損害については、一切責任を負いません。
6. 本条第1項第2号に該当する事由が発生した場合又は当該事由が予見される場合、乙は、甲に遅滞なく通知するものとします。

第10条（損害賠償）

1. 乙、本被許可推薦者又は本受講者により、本受講規約類に対する違反又は不正があった場合、乙又は当該違反者は、違反の事実を直ちに甲に通知しなければなりません。また、当該違反者は、甲が被った被害の賠償を甲に対して行わなければなりません。
2. 前項の取り決めにおいて、違反者が自らに本許可推薦を行った者と本受講規約第4条の関係がある場合、又は違反者が乙である場合、甲に対する損害賠償は乙が行うものとします。
3. 第9条第6項における通知が甲に到達する前に、本被許可推薦者又は本受講者による違反又は不正があった場合は、前項を適用するものとします。

第11条（保証の否認及び免責）

1. 第7条第1項ないし第3項で言及されている甲の著作物（以下「本教材」と言います。）は、提供当時の甲の製品の仕様、開発手法などに関して、ふさわしいと思われる内容を提供していますが、その内容に関して、不具合や誤謬がないことの保証は致しません。現状有姿として提供されます。
2. 甲は、本教材が本受講者の学習目的に沿うことについて、責任を負いません。また、本受講者が本教材又は本 e-Learning で得た知見に基づいて開発を行うことについて、甲は当該開発の結果についてもいかなる責任を負いません。
3. 本 e-Learning は、内容更新、システム上のメンテナンス及び障害発生への対応、地震、落雷、火災、停電並びに天変地異などの不可抗力により、本受講者又は乙に事前に通知することなく、本教材の提供又は本 e-Learning の利用を停止又は中断することがあります。甲は、本項に基づき甲が行った措置により、乙又は本受講者に生じた損害については、一切責任を負いません。

第12条（秘密保持）

乙、本被許可推薦者及び本受講者は、本契約において甲が秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第13条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本受講規約及び本契約の準拠法は、日本法とします。
2. 本受講規約類に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

実施日：2021年4月20日

改訂日：2025年3月21日

以下余白